**優良看護職員表彰実施要項**

１　趣旨

　　　多年にわたり看護業務に献身的に従事し、顕著な功績のあった者を表彰し、日頃の功労

に報いるとともに他の模範とし、もって、看護事業の一層の発展を図る。

２　表彰区分

　　　表彰は、茨城県知事表彰及び公益社団法人茨城県看護協会長表彰とする。

３　推薦方法

(1)会員施設の長は、所属の看護職員の中から茨城県知事表彰及び公益社団法人茨城県看護協会長表彰候補者を別紙様式1、2、3により茨城県看護協会長あて推薦する。なお、推薦者が複数の場合は優先順位をつける。

(2) 茨城県知事表彰候補者については、茨城県看護協会長が選考委員会の選考を経て茨城県知事に推薦する。

４　茨城県知事表彰及び公益社団法人茨城県看護協会長表彰推薦基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知事表彰基準 | 協会長表彰基準 | 共通表彰基準 |
| ①公益社団法人茨城県看護協会長の推薦があること②年齢が50歳以上である者③原則として公益社団法人茨城県看護協会長の表彰を受け、**概ね3年以上経過している者**④過去に看護業務における厚生労働大臣及び同様の茨城県知事の表彰を受けていない者⑤原則として、**現職の県職員を除く。**（いばらき看護の祭典開催年の4月1日を基準日とする。） | ①年齢が45歳以上である者　②公益社団法人茨城県看護協会の発展向上のために貢献した者③公益社団法人茨城県看護協会会長の表彰を受けた者は除く | ①保健師、助産師、看護師、准看護師の免許取得後20年以上看護業務に従事しており、そのうち県内に10年以上就業している者　但し、他県における協会歴(5年以上)を加算することができる**。**②就業態度が勤勉で、かつ人格が高潔であって他の模範の者③看護業務の啓発、看護技術の改善又は看護職員の指導養成について功績顕著な者④かつて厚生労働大臣の表彰を受けた者は除く⑤過去において刑罰を受けた者は除く |

５　推薦書類

　推薦者は次に掲げる書類を茨城県看護協会長あて提出する。

(1)推薦書　　｢様式1｣

(2)功績調書　知事表彰｢様式2-1｣　　協会長表彰｢様式2-2｣

(3)履歴書 　｢様式3｣

６　選考委員会及び選考方法

1. 表彰を受ける者を選考するため、茨城県看護協会に選考委員会を置く。
2. 選考委員会は常務理事会の役員をもって構成する。
3. 選考委員会は、施設長からの推薦のあった候補者について審議する。

　附則

１　この要項は平成20年11月15日から施行する。

　附則

１　この要項は平成22年1月25日から施行する。

　附則

１　この要項は平成24年11月19日から施行する。

※「社団法人茨城県看護協会」を「公益社団法人茨城県看護協会」に変更。

　附則

１　この要項は平成26年12月19日から施行する。

※知事表彰基準③「原則として公益社団法人茨城県看護協会長の表彰を受け、概ね3年以上経過している者」を追加。

　附則

１　この要項は平成29年11月27日から施行する。

※知事表彰基準⑤「原則として、現職の県職員を除く。（いばらき看護の祭典開催年の4月1日を基準日とする。）」を追加。